

唐津市告示第 180 号

令和 7 年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 13 日

唐津市長 峰 達 郎

令和 7 年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高等により社会情勢が大きく変化する中で、地域産業の回復及び成長を図るため、中小企業者等が実施する経営力向上等の取組、中小企業者等で構成する組合（その支部を含む。以下同じ。）等が実施する活動強化等の取組又は市民が市内の空き店舗等において実施する新規創業若しくは新規出店の取組に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 42 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者の個人又は会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 空き店舗等 過去に営業していた実績があり、おおむね 1 か月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の建物内のものを除く。）又はおおむね 1 か月以上無人の状態にある建物若しくは空き家であって、改装等により店舗として活用できるものをいう。
- (3) 新規創業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）を提出し、新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事

業を開始することをいう。

(4) 新規出店 市内に店舗等を構えずに事業を営んでいる者が新たに市内に店舗等を出店することをいう。

(5) 移住創業者 3年以上市外に居住し、令和6年4月1日以後に市内に転入した者（原則として、市外における店舗運営、経営等の実務経験を有する者に限る。）であって、市内で当該実務経験を活かして創業等を行うものをいう。

(6) 市内事業所 唐津市内に常設し、営業活動が行われている施設をいう。

（補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の限度額）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表第1から別表第3までのとおりとする。ただし、補助金の交付決定前に発生した経費及び補助対象経費として明確に区分できない経費は、補助金の交付の対象としない。

2 経営力強化分及び創業支援分の補助対象事業者は、唐津商工会議所、唐津東商工会又は唐津上場商工会の会員（事業開始に伴い入会する者を含む。）でなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者としない。

(1) 農林漁業者（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において、大分類A－農業、林業及び大分類B－漁業に該当する事業者をいう。）

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は本助成金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

（補助対象事業の確認）

第4条 経営力強化分の採択申請及び創業支援分の補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画について唐津商工会議所、唐津東商工会又は唐津

上場商工会の経営指導員（以下「経営指導員」という。）若しくは一般社団法人佐賀県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士（以下「中小企業診断士」という。）に相談し、その確認を受けなければならない。

- 2 経営指導員及び中小企業診断士は、前項に規定する相談を受けた事業計画の実現性が低いと認めるときは、指導を行うものとする。
- 3 経営指導員及び中小企業診断士は、前2項の規定による相談の結果、当該計画の実現性があると認めたときは、中小企業等活性化支援事業補助金申請に係る確認書（第1号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（経営力強化分の採択申請）

第5条 経営力強化分の補助対象事業者が申請しようとするときは、経営力強化分採択申請書（第2号様式。以下「採択申請書」という。）を市長に提出し、その採択を受けなければならない。

- 2 採択申請書の受付期間は、市長が別に定める。
- 3 採択申請書の提出は、一の補助対象事業者につき1回限りとする。

（予算を超える場合の措置）

第6条 前条の規定による採択申請書の補助金申請予定額の合計が予算の額を超える場合は、次の順で優先採択を行うものとする。

(1) D X 枠及びG X 枠（以下「D X 枠等」という。）

(2) 通常枠

- 2 D X 枠等の採択申請書の補助金申請予定額が予算の額を超える場合は、D X 枠等の採択申請書を対象として抽選を行い、その採択順を決定するものとする。
- 3 D X 枠等の採択申請書の採択後に、通常枠の採択申請書の補助金申請予定額が予算の額を超える場合は、通常枠の採択申請書を対象として抽選を行い、その採択順を決定するものとする。
- 4 抽選の方法は、市長が別に定める。

（採択又は不採択の通知）

第7条 市長は、経営力強化分の採択又は不採択を決定したときは、経営力強化分採択申請結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第 8 条 規則第 4 条第 1 項の補助金等交付申請書は、第 4 号様式によるものとする。

2 経営力強化分の採択の通知を受けた者又は創業支援分若しくは組合等活動強化支援分の補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する申請書を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

3 補助金の交付申請は、一の補助対象事業者につき 1 回限りとする。ただし、事業組合等活動強化支援分の補助対象事業者の構成員又は組合員である者が単独で補助対象事業（経営力強化分又は創業支援分のいずれかに限る。）を行う場合は、事業組合等活動強化支援分とは別に補助金の交付申請ができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第 9 条 規則第 6 条第 3 項の規定により、補助金の交付決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助対象事業を行うため契約を締結する場合は、市内に本社、支店、営業所等を置く事業者と契約するように努めること。

(3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業完了後 5 年間保管すること。

（計画変更申請）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の額の変更又は申請の内容に変更が生じる場合は、遅滞なく唐津市中小企業等活性化支援事業補助金変更申請書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

(1) 補助金の額に変更のない場合で、補助対象経費の 20 パーセント以内の増減

(2) 補助の目的及び効果に影響を及ぼさない程度の事業計画の細部の変更

（実績報告）

第 11 条 補助金交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から 30 日を経過する日又は令和 8 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、中小企業等活性化支援事業実績報告書（第 6 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

(財産の管理等)

第 1 2 条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に沿って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 3 条 規則第 2 5 条第 1 項ただし書に規定する財産処분을制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数とする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する期間を経過する日以前に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年度に行う補助対象事業に適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

経営力強化分

補助対象事業者	(1) 法人の場合は、本店の所在地又は直前の事業年度の法人税確定申告書の納税地が唐津市内であること。 (2) 個人の場合は、唐津市内に住所を有し、次のいずれかに該当すること。 ア 令和 6 年分所得税確定申告書の青色申告決算書若しくは収支内訳書又は令和 7 年度市県民税申告書の収支内訳書の事業所所在地が唐津市内であること。 イ 令和 6 年分所得税確定申告又は令和 7 年度市県民税申告を行っていない場合は、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業等の届出を行っており、当該届出の納税地が唐津市内であること。 (3) グリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）枠を申請する場合は、補助対象事業について令和 4 年 4 月 1 日から補助申請日までの間に次のいずれかに該当する省エネルギーに関する診断を受診した者又は受診中の者であること。 ア 一般社団法人環境共創イニシアチブによる「省エネ診断拡充事業」に基づく診断 イ 一般財団法人省エネルギーセンターによる「省エネ最適化診断」に基づく診断 ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブによる「省エネお助け隊」に基づく診断 （注）別表第 2（創業支援分）の補助対象事業者に該当する者を除く。
補助対象事業	(1) 新商品（新技術を含む。以下同じ。）の開発又は提供の取組 過去の同種の商品に比べて性能が良い商品、新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること。 (2) デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）導入による生産性向上の取組

D X技術を活用した働き方改革及び生産の効率化のための意欲的な取組であること。

(3) 持続可能な開発目標（以下「S D G s」という。）への取組

S D G s の 1 7 の国際目標・1 6 9 のターゲットに関する意欲的な取組であること。

(4) 消費喚起活動の取組

物価高等による売上減少回復のために実施する消費喚起のための取組であること。

(5) 販路開拓・売上向上の取組

商品の新しい販売方法又は流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること。

(6) 事業承継への取組

後継者のいない市内事業所を有する中小企業者等の第三者承継に向けた取組であること。

(7) 人材育成の取組

技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成に向けた取組であること。

(8) 事業継続計画（以下「B C P」という。）の策定等の取組

B C P の策定若しくは改善又はその実効性向上に向けた取組であること。

(9) 経営安定化に資する取組

経営安定化、強靱化等への取組であること。

(10) G X実現に向けた取組

省エネ対策や再エネ活用などエネルギーコスト削減等を目的としたクリーンエネルギー中心へと転換するための意欲的な取組であること。

(注)

1 D X枠については、上記（2）のみを対象とする。

2 G X枠については、上記（10）のみを対象とする。

	3 過去に唐津市中小企業等活性化支援事業補助金の交付を受けた者が実施する当該交付を受けた補助金と同種の内容の取組は、補助の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 4 補助対象経費の額が30万円に満たない事業は、補助の対象としない。	
補助対象経費	謝金、修繕改良費、備品購入費（1件当たりの取得価格が5万円以上のもの）、委託料（既存施設等の維持管理に係るものを除く。）、工事請負費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの	
補助率	通常枠 3 分の 1	D X 枠及び G X 枠 2 分の 1
補助金の限度額	通常枠 1 0 0 万円	D X 枠及び G X 枠 1 5 0 万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 2（第 3 条関係）

創業支援分

補助対象事業者	唐津市内に住所を有する者であって、次のいずれかを行うもの ア 新規創業 イ 新規出店 ウ 空き店舗等の活用	
補助対象事業	(1) 新規創業の取組 (2) 新規出店の取組 (3) 空き店舗等の活用した創業等の取組 次のいずれにも該当する取組であること。 (ア) 唐津農業振興地域整備計画で定める農用地区域を除く区域の空き店舗等を借り上げて創業等をするもの (イ) 創業等をしようとする空き店舗等において、1 年以上継続して営業することが見込まれ、原則として 1 日当たり 5 時間以上かつ週 5 日以上営業するもの。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (注) 補助対象経費の額が 3 0 万円未満の事業は、補助の対象としない。	
補助対象経費	店舗等改装費、事務所賃料（3 か月相当分まで）、創立費、役務費、広告宣伝費、調査費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの	
補助率	通常 3 分の 1	移住創業 2 分の 1（移住創業者が補助対象事業を実施する場合）
補助金の限度額	通常 5 0 万円（空き店舗等の活用以外） 通常 1 0 0 万円（空き店舗等の活用）	移住 1 0 0 万円（空き店舗等の活用以外） 移住 1 5 0 万円（空き店舗等の活用）

備考 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 3（第 3 条関係）

組合等活動強化支援分

補助対象事業者	3 者以上の市内事業所を有する中小企業者等で構成する任意の団体又は次のいずれかに該当する組合等であって、構成員の 3 分の 2 以上が市内事業所を有する中小企業者等であるもの ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項各号に規定する中小企業団体 イ 商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合 ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合 エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 2 8 年法律第 7 号）第 3 条に規定する酒造組合又は酒販組合 オ 内航海運組合法（昭和 3 2 年法律第 1 6 2 号）第 3 条に規定する内航海運組合 カ 水産業協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 4 2 号）第 2 条に規定する水産加工業協同組合 キ アからカまでに掲げる者のほか、市長が特に認める者
補助対象事業	(1) 新商品の開発又は提供の取組 過去の同種の商品に比べて性能が良い商品、新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること。 (2) D X 導入による生産性向上の取組 D X 技術を活用した働き方改革及び生産の効率化のための意欲的な取組であること。 (3) S D G s への取組 S D G s の 1 7 の国際目標・1 6 9 のターゲットに関する意欲的な取組であること。 (4) 消費喚起活動の取組 物価高等による売上減少の回復のために実施する消費喚起のための取組

	組であること。 (5) 販路開拓・売上向上の取組 商品の新しい販売方法又は流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること。 (6) 事業承継への取組 後継者のいない市内事業所を有する中小企業者等の第三者承継に向けた取組であること。 (7) 人材育成の取組 技術力及び経営力の強化を目的として行う人材育成に向けた取組であること。 (8) B C P の策定等の取組 B C P の策定若しくは改善又はその実効性向上に向けた取組であること。 (9) 経営安定化に資する取組 経営安定化、強靱化等への取組であること。 (注) 補助対象経費の額が 3 0 万円未満の事業は、補助の対象としない。
補助対象経費	消耗品費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、謝金、備品購入費（1 件当たりの取得価格が 5 万円以上のもの）、工事請負費その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が認めるもの
補助率	2 分の 1
補助金の限度額	1 0 0 万円

備考 補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

様

団体名：

確認者：

中小企業等活性化支援事業補助金申請に係る確認書

事業計画について相談を実施した結果、実現性のあるものと判断したので、唐津市中小企業等活性化支援事業補助金の申請を行うことについて確認いたします。

また、必要に応じて継続的な支援を行います。

事業内容

業 種：

確認理由：

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 所在地又は住所

会社名又は屋号等

代表者職・氏名

連 絡 先

経営力強化分採択申請書

次のとおり事業を実施したいので、令和7年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて採択申請します。

添付書類

- (1) 中小企業等活性化支援事業補助金に係る確認書（第1号様式）の写し
- (2) 唐津市中小企業等活性化支援（経営力強化分）事業計画書（別紙）
- (3) 収支計算書（第4号様式別紙3）
- (4) 役員名簿（第4号様式別紙5）（法人の申請の場合に限る。）
- (5) 市税を滞納していないことが確認できる書類

別紙

唐津市中小企業等活性化支援（経営力強化分）事業計画書

事業計画の名称		
事業計画の概要		
① 事業 実施 の 必要 性	現状と課題	
② 事業 計画 の 妥 当 性	事業計画の 目的と動機	
③ 事業 計画 の 新 規 性 ・ 独 自 性	事業計画の 特徴	（これまでとの相違点、セールスポイント等が分かるように ご記入ください。）

④事業実施による生産性向上等	生産性向上の目標（年率３％以上向上すること）又はエネルギーコスト若しくはＣＯ２の削減効果（ＧＸ枠に限る。）	（現状及び事業終了時における生産性の目標をご記入ください。ＤＸ枠については、ＤＸにより得られる成果、今後の発展、将来的な収益性、地域経済や業種業界へもたらす影響等にも触れつつ、定量的な数値目標と併せてご記入ください。ＧＸ枠については、省エネルギーに関する診断の内容にも触れ、定量的な数値目標をご記入ください。）
⑤事業実施による社会課題の解決	社会課題の解決	（事業実施により、どのような社会課題の解決に寄与するかご記入ください。）

⑥事業計画の実現可能性	具体的な実施内容	(具体的な計画等について、いつ、どこで、何を目的に、何をする、といった内容をご記入ください。)			
		(事業の展開について、スケジュール等をご記入ください。)			
		1 本年度			
		実施時期	実施する項目	具体的な内容等	
2 次年度以降					
実施時期	実施する項目	具体的な内容等			
3 取組体制					
	従事者の雇用形態・職名	人数	業務内容		
内 部					
外部協力					

⑦ 事業 実施 の 効果	実施により 期待する効果	(経営力の強化につながる効果についてご記入ください。)
	実施による 効果を計る ための具体的 な目標と その数値	(計画実施後3年後までの目標をご記入ください。)
	取組戦略	(取組後の具体的な販売方法や実施方法について、対象市場の今後の動向等をどのように捉えているのかも含めご記入ください。)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

唐津市長

経営力強化分採択申請結果通知書

年 月 日付けで提出された採択申請書に対する結果について、令和7年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

1 申請結果

2 不採択の理由

3 補助金交付申請書の提出

申請結果が「採択」の方は、年 月 日までに唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付申請書（第4号様式）を提出してください。

4 その他

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 所在地又は住所
会社名又は屋号等
代表者職・氏名
電 話 番 号

唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、唐津市補助金等交付規則及び令和 7 年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 4 その他
- 5 添付書類

(1) 唐津市中小企業等活性化支援事業計画書等

区 分	事業計画書
経営力強化分	経営力強化分採択申請書及び添付資料
創業支援分	別紙 1
事業組合等活動強化支援分	別紙 2

(2) 中小企業等活性化支援事業補助金に係る確認書（第 1 号様式）の写し（創業支援分の場合に限る。）

(3) 収支計算書（別紙 3）

(4) 市税を滞納していないことが確認できる書類

(5) 組合等の概要（別紙４）（事業組合等活動強化支援分の場合に限る。）

(6) 役員名簿（別紙５）（法人の申請又は事業組合等活動強化支援分の場合に限る。）

(7) その他関係書類

※ この申請書の提出をもって、申請者又は別紙５の役員名簿に記載した者について、同規則第３条の２に規定する排除対象者に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

別紙 1

唐津市中小企業等活性化支援（創業支援分）事業計画書

1 事業内容

業 種		創業予定時期	年 月
出店場所			
予定店舗名			
創業の目的及び動機			
過去の事業経営実績	☐ 事業を経営していたことはない。 ☐ 事業を経営していたことがあり、現在もその事業を続けている。 ☐ 事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。 ⇒やめた時期： 年 月		
創業業種の経験 （勤め先、経験年数、取得資格等）			
創業に際して必要な資格・許認可			
取扱商品・サービス （具体的に記入してください。）			

営業日及び営業時間 (予定)	営業日 : (日・月・火・水・木・金・土)
	営業時間 : 時 分～ 時 分
	(特記事項)
セールスポイント	

2 販売先及び仕入先 (予定)

販 売 先 回収条件		仕 入 先 支払条件	

3 従業員の配置計画 (予定)

	人数	勤務時間
正社員		
非正社員		

4 資金の調達

必要な資金		金 額	調達の方法	金 額
設 備 資 金	設備・備品など (内訳)	万円	市補助金	万円
			自己資金	万円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	万円
運 転 資 金	経費支払資金、商品仕 入資金など (内訳)	万円	その他からの借入 (内訳・返済方法)	万円
	合 計	万円	合 計	万円

5 創業後の事業計画（月平均）

		創業当初	事業が軌道に乗った後 年 月 頃	積 算 基 礎
売 上 高①		万円	万円	
売上原価② (仕入高)		万円	万円	
経 費	人 件 費	万円	万円	
	家 賃	万円	万円	
	そ の 他	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	合 計③	万円	万円	
利益①－②－③		万円	万円	

（注）個人営業の場合、事業主に係る人件費は、人件費に含めないでください。

※ 次の資料を添付してください。

- (1) 見積書及び明細書（原則として市内事業者が作成したもの）
- (2) 施工図（平面図）
- (3) 住民票の写し（移住創業者のみ）
- (4) 空き店舗の状況がわかる写真等（空き店舗活用者のみ）

別紙 2

唐津市中小企業等活性化支援（事業組合等活動強化支援分）事業計画書

1 申請する補助対象事業の名称

2 補助対象事業を実施する組合員等数

3 実施事業の目的及び概要（300文字程度）

--

4 組合等の現状・課題、事業を選定した理由、当該事業を実施する必要性等
（300文字程度）

--

5 事業を実施することで期待される効果（100文字程度）

--

6 事業の実施から完了までの予定スケジュール

項 目	完了予定年月

別紙 3

収支計算書

(単位：円)

(申請者の名称)

経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備 考 (積算根拠)
		補助金	自主財源等	
計				

(注)

- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。
なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
- 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- 3 補助対象経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。

別紙 4

組 合 等 の 概 要

1 組合等の名称	
2 組合等の所在地（〒 ）	
3 電話番号	4 F A X 番号
5 e - m a i l アドレス	
6 組合等の代表者職・氏名	
7 当該補助対象事業の連絡担当者職・氏名	
8 組合設立（組織結成）年月日	
9 補助対象事業者の全組合員数	
10 市内事業所を有する中小企業者等の組合員数	
11 組合等の主な事業内容及び活動状況	
12 出資（資本）金額 円	
13 専従職員数 人	
14 会計年度 月 日 ～ 月 日	

（添付書類）

- 1 組合等の組合員名簿
- 2 定款の写し又は組合等の設立が確認できる書類

別紙 5

役 員 名 簿

(法人、組合等の名称)

[illegible]

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 所在地又は住所

会社名又は屋号等

代表者職・氏名

電 話 番 号

唐津市中小企業等活性化支援事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった唐津市中小企業等活性化支援事業について、次のとおり計画を変更したいので、唐津市補助金等交付規則第9条第1項及び令和7年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 変更後の補助対象事業費及び補助金申請額
- 2 変更の理由
- 3 変更事項
- 4 添付書類
 - (1) 変更収支計算書（別紙）
 - (2) その他関係書類

別紙

変更収支計算書

(単位：円)

(申請者の名称)

経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備 考 (積算根拠)
		補助金	自主財源等	
計				

(注)

- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
- 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。
- 3 補助対象経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。
- 4 変更の内容は、上下二段書で、上段に変更前の内容を括弧書で記載すること。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

唐津市長 様

補助対象事業者 所在地又は住所

会社名又は屋号等

代表者職・氏名

電 話 番 号

唐津市中小企業等活性化支援事業実績報告書

唐津市中小企業等活性化支援事業について、次のとおり実施したので、唐津市補助金等交付規則第15条第1項及び令和7年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

1 補助対象事業の概要

- (1) 事業内容
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助金交付決定額
- (4) 事業完了年月日

2 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 決算書（別紙2）
- (3) 取得財産等管理台帳（別紙3）（取得財産等がある場合に限る。）
- (4) 支出の金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）
- (5) 事業の実施状況がわかる写真
- (6) その他関係書類

別紙 1

事業実績書

会社名又は屋号等	
事業期間	
事業成果	
事業内容	

別紙 2

決算書

(単位：円)

(申請者の名称)

経費区分	補助対象経費 (税抜)	左の額の負担区分		備 考 (積算根拠)
		補助金	自主財源等	
計				

- (注)
- 1 備考欄には、補助対象経費の積算根拠となる事項を記載すること。なお、必要に応じて別紙に記載し、添付すること。
 - 2 補助金及び自主財源等の額は補助対象経費と一致することとし、補助金の額は上限額を超えないこと。

別紙 3

取得財産等管理台帳

区分	名称及び 取得年月日	形式等	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所	耐用年数

(注)

- 1 記載の対象となる取得財産等は、取得又は効用の増加価格が1品5万円以上のものとする。
- 2 数量は、同一形式等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 4 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を記載すること。
- 5 耐用年数を経過する前に、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、処分し、若しくは貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けること。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地又は住所

会社名又は屋号等

代表者職・氏名

電 話 番 号

財産処分承認申請書

唐津市中小企業等活性化支援事業補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、唐津市補助金等交付規則及び令和 7 年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 処分財産の写真、図面等